先天性代謝異常等検査における未熟児の採血について

(昭和六二年三月九日)

(児母衛第一一号)

(各都道府県衛生主管部(局)長・各指定都市衛生主管部(局)長あて厚生省児童 家庭局母子衛生課長通知)

標記について、広島県環境保健部長から別紙1のとおり照会があり、これに対し別紙2のとおり回答したので了知されたい。

なお、参考として、日本小児科学会雑誌(第九〇巻第一二号昭和六十一年十二月一日発行)の掲載文を添付するので参照されたい。

(参考)

新生児マススクリーニングにおける未熟児の採血時期について

先天性代謝異常及びクレチン症に関する新生児マススクリーニングの実施上、未熟児の採血時期についてはこれまで統一されておらず、種々の問題がありました。今回、「未熟児の採血に関する委員会」(昭和六十年八月二日、於札幌市)で検討した結果、未熟児の採血時期について以下のような成案を得ましたので今後のガイドラインとされるように提案します。

二〇〇〇g以下の低出生体重児は、原則的には生後五~七日で採血し、さらに生後一か月か体重が二五〇〇gに達した時期かのうちどちらか早い時点で再採血することが望ましい。出生体重二〇〇一g以上の児の採血については成熟児と同様に行う。

別紙 1

(昭和六二年二月二五日)

(厚生省児童家庭局母子衛生課長あて広島県環境保健部長照会) このことについて、つぎの疑義がありますから照会いたします。

(問) この検査事業については、すべての新生児に生後五~七日で採血し検査を行つているが、未熟児については、日本小児科学会雑誌に載つているように体重が二・五 kg 以上に達するか又は、生後一か月のいずれか早い時点で再検査を実施することが適切である旨、小児科専門医からの指摘があつた。

未熟児に対する再検査の実施についての、国の見解をお伺いしたい。又、この再検査を補助対象として取扱つてよろしいか。

別紙 2

(昭和六二年三月九日 児母衛第一〇号)

(広島県環境保健部長あて厚生省児童家庭局母子衛生課長回答)

昭和六十二年二月二十五日をもつて照会のあつた標記について左記のとおり回答する。

貴見(「未熟児の採血に関する委員会」の提案)のとおり取り扱つてさしつかえない。なお、未熟児に対する再検査については、従来から補助対象としているので念のため申し添える。